

すべての労働者の賃金引き上げ実現に向けて

～最賃運動を公務員賃金改善・公契約適正化と一体ですすめよう～

自治労連賃金権利局長

西 芳紀

はじめに

2019年度最低賃金中央審議会並びに目安小委員会が7月4日にスタートしました。今月中に最低賃金の全国目安が示され、8～9月中に各都道府県の地方最低賃金審議会でも時給額が決定される予定です。

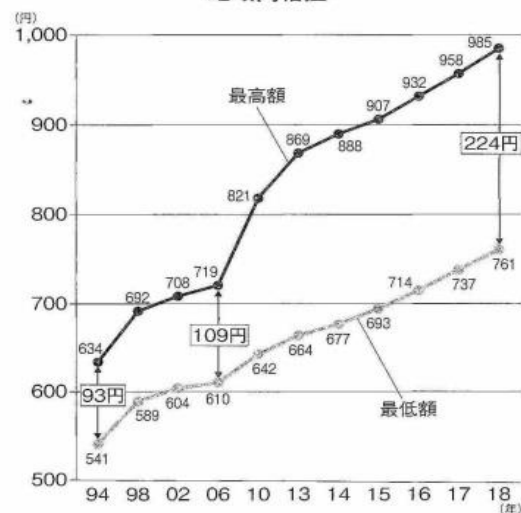
昨年の2018年度の地域別最低賃金は、「働き方改革実行計画」や「骨太の方針2018」などが示した目標など安倍政権の意向に沿って、平均3.1%、同26円の引き上げとなりました。しかし、地域別最低賃金の全国平均額は874円で、19県が800円未満にとどまりました。最高額の東京の985円でさえフルタイムで働いても月14万7000円、年間177万円であり、年収200万円以下のワーキングプアが解消されません。

また、地域間格差では、地域別最賃額がもっとも高い東京ともっとも低い鹿児島（761円）で225円の格差が拡大しています。東京と最低県との年間1800時間では格差が40万円を超える水準となりました。

また、最低賃金中央審議会の目安の決め方も審議非公開となっており、非民主的な審議運営に対して、日本弁護士連合会をはじめ地方弁護士会から問題視する声が強まっております。

審議を公開し、委員の人選など公平・公正に行われるようにする必要があります。

【2】14年間で2.4倍に広がる最低賃金の地域間格差



資料：全労連作成

(全労連・国民春闘共闘の2018春闘白書より)

最低賃金引き上げと全国一律最低賃金制がかつてなく注目される

現在の日本の格差と貧困の拡大、地方の人材確保や地域経済疲弊の大きな原因の一つとして最低賃金の水準が低いことや、地域間格差が拡大していることがあります。

また、最低賃金の地域間格差拡大が、2007年以降に実質化した「給与構造改革」による

地域間格差の拡大に合わせるかのように、一定の引き上げを伴いながらも、地域別最低賃金の地域間格差が拡大を続けている事実です。地域民間の賃金水準が低いから公務も上げられない、公務が上がらない状況で地域民間賃金、地域最賃も引き上げる状況にないという連鎖があります。

このように地域間格差が問題となる中でいま、最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最賃制度確立を切実に求める世論・運動が急速に全国に広がっています。

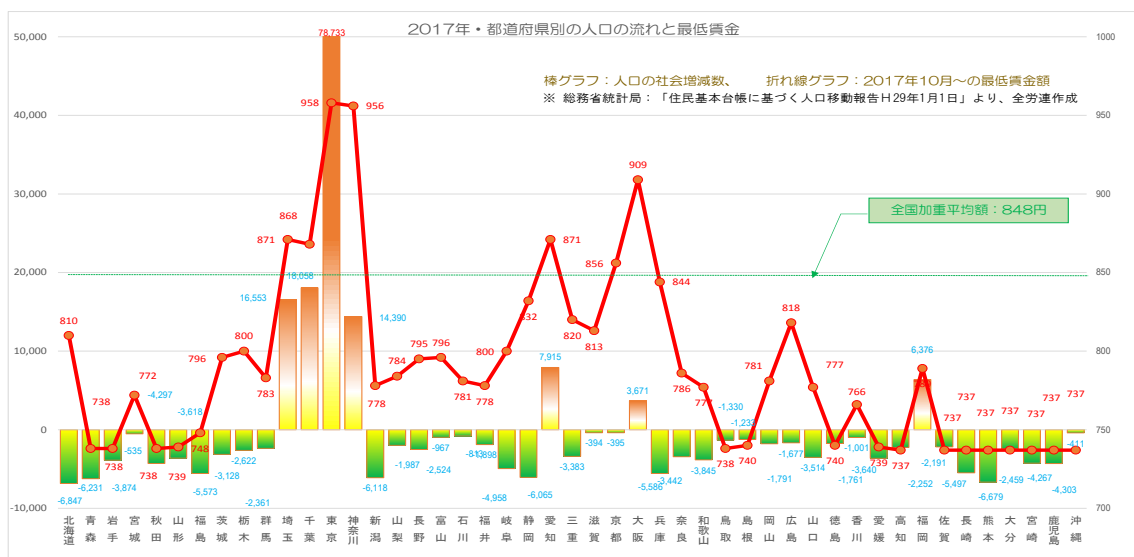
昨年の地方最賃では、Dランクすべてを含む23地方で目安を上回る「地方の反乱」ともいえるべき結果を引き出しました。また、2018年8月に全国知事会が関係省庁に提出・要請した「地域経済の好循環の拡大に向けた提言」で進めるべき施策に「最低賃金引き上げ」に入ったほか、同11月に福井県知事が最低賃金について「最低賃金に地域差を設ける制度にどこまで合理性があるのか、疑問である」「現行の地域差の出る決定方式を見直し、都市と地方の賃金格差の解消策を実効に移すべきである」述べています。

また、自民党の最低賃金一元化議員盟が今

年1月に結成され、2019年4月に開かれたヒアリングには、全労連の黒澤幸一事務局次長と全労連の最低生計費調査を監修している静岡県立大の中澤秀一准教授が招かれ、「最賃を抜本的に引き上げ、全国一律化にすべきだ」と表明したのに対し、出席議員からは「生計費調査には説得力がある」「審議会で生計費が議論されているのか検証が必要だ」「国際的にも日本が低いことが問題だ」などの意見が出されました。さらに、議連会長の衛藤征士郎衆院議員は「最賃は基本的人権そのものだ。経済底上げに最賃全国一律が必要だ」と述べており、参議院選のほぼすべての政党の公約に最低賃金の引き上げが公約に掲げられる状況となっています。

さらに自治労連2018-19年働くみんなの要求・職場のアンケートでは「政府に対する要求でもっとも実現したいもの」(3つ選択)で「最低賃金引き上げ・全国一律制導入、地域間格差の解消、公契約法・条例制定、均等待遇の実現」(32.3%、前年25.4%)で「医療・介護・保育の充実」(44.3%)に次いで多い結果となり、職場でも関心が高まっています。

こうした最低賃金引き上げや全国一律最低

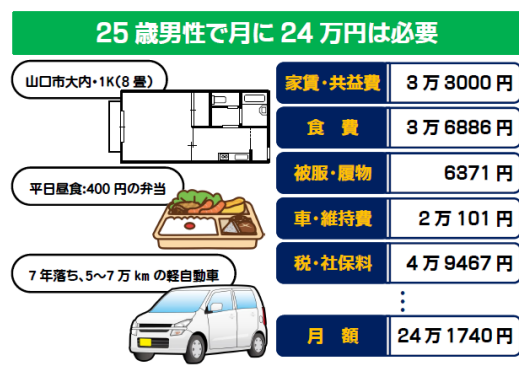


賃金制が注目されるようになった背景には、格差と貧困の拡大、地方の人材確保や地域経済の疲弊といった情勢だけでなく、自治労連の仲間も結集する全労連傘下の地方労連や産別組織の学習や宣伝、署名、最低生計費調査、最賃体験のとりくみ、議会意見書採択などの運動があったからです。

最低生計費調査で全国どこでも生計費は変わらないことが実証される

全国一律最低賃金制度の根拠となる最低生計費調査の取り組みが全国 19 道府県で実施されるなど広がっています。最低生計費調査は、「健康で文化的な暮らし」をする上で必要な生計費を明らかにするものです。

全労連がこれまでとりくんだ 19 道府県の中間報告によれば、最低賃金は地域差が非常に大きいですが、最低生計費は地域差がほとんど見られず、最低賃金は全国一律であるべきという根拠が明確になっています。



(山口県労連が発表した最低生計費調査より)

2018年の最低賃金が全国で最も低い鹿児島市(761円)が最低生計費調査に取り組みその結果を発表し、25歳単身者賃貸住宅の場合、時給で男性1584円、女性1593円という結果は、全国どこで生活しても生計費は同水準ということを証明しました。

これまでの各地の最低生計費調査結果を見ると「健康で文化的な暮らし」に必要な費用は、税・社会保険料込みで約22万円~24万円(月額)で、全国どこでも差がないことが明らかです。この結果から「健康で文化的な暮らし」をするためには、最低賃金が全国どこでも時間額1300~1500円以上必要であるということが言えます。

自治体職場も最低賃金大幅引き上げと全国一律最低賃金制は大切な課題

自治労連は、全労連の「最賃アクションプラン」の全国一律最賃制確立の運動を積極的に受け止め、非正規公務員関係労働者の均等待遇など賃金改善や処遇改善、自治労連の「中期的な賃金闘争方針(案)」で公務員賃金改善、最賃引き上げ、公契約適正化など制度的な賃金改善に取り組んできました。

公務員賃金も現在の国公高卒初任給14万8600円(1級5号)は、国公基準の時間給でみると885円となり、この額は埼玉県898円、千葉県895円、神奈川県983円、愛知県898円、大阪府936円を下回る水準です。また、地域手当の地域間格差拡大と連動して最低賃金の格差も拡大してきた経過をみると、水準の大幅引き上げという点では最低賃金引き上げと初任給引き上げ、地域間格差解消という点では全国一律最低賃金制と地域手当廃止は切り離せない課題です。

また、公務職場では「行政改革プラン」によって人件費削減が進められ、正規職員を非正規職員に置き換え、民間委託等が進められた結果、官製ワーキングプアを大量に生み出してきました。また、地方公務員法・自治法「改正」による2020年4月から導入される会計年度任用職員制度導入も非正規化、委託

化のねらいもあります。このような流れを変えらうえでも、最低賃金大幅に引き上げによって非正規化や委託化に一定の歯止めをかけることにもなり、非正規の正規化、公務サービスの再直営化につなげ、住民サービスを拡充するという点でも重要な課題です。

さらに地域経済にとっても人口流失に歯止めをかけ人材確保、地域経済の活性化につながるもので、自治体に働く非正規職員や公務公共関係職員だけでなく、正規職員を含む全体の課題としてとりくむ課題と言えます。

3. この間のたたかひの到達と課題

到達

- 5年連続で月例給、一時金とも引き上げ
- 財界の春闘終焉論に対して、春闘を起点とした官民共同のたたかひの成果
- 春闘の成果を公務員賃金、最低賃金につなげ、さらに翌年の賃上げにつなげる「賃上げサイクル」定着のさらなる一歩

課題

しかし、18人勲、地方勲告含め、きわめて低率で生活改善に結びつかない状況。公務員賃金・最低賃金など地域間格差がいつそう拡大

だから

「生計費に基づき、春闘を起点にたたかう」ことが重要

(中期的な賃金闘争方針案統一学習レジュメより)

今こそ旺盛な賃金学習をすべての地方組織や単組ですすめよう

いまかつてなく最低賃金引き上げや全国一律最賃制に注目が集まっていますが、大幅引き上げや全国一律最賃制の法制化をめざす点から言えば道半ばという状況です。

今後も引き続き、全労連の最賃アクションプランを積極的に受け止め、「最賃今すぐ1000円以上1500円をめざす」「全国一律最賃制の実現」をめざして積極的にとりくむとともに、自治労連の賃金闘争として公務員賃金改善、最賃引き上げ、公契約適正化など制度的な賃金改善を一体ですすめましょう。

そしてこれまで以上に、最賃学習や署名、

宣伝、最賃体験、最低生計費調査、自治体キャラバン、議会意見書採択、議員要請によって、「最賃今すぐ1000円以上、目指せ1500円」や全国一律最低賃金制の実現への共感を広げ、中小企業への支援策などを具体化して共同をさらに広げましょう。

そして、自治体内賃金闘争では、初任給をはじめとする公務員賃金の大幅な引き上げ、非正規職員や公務公共関係職員にとっての自治体内最賃を今すぐ1300円以上(月額230000円以上)の賃金要求をかかげ、自治体・公務公共関係職場で働くすべての労働者の賃上げを実現するために、すべての地方組織や単組で働くみんなの要求・職場アンケート、要求書提出や交渉をすすめましょう。

そのためには今こそ旺盛に賃金学習をすすめることが大切です。

8-1. 職場・地域から旺盛に賃金闘争をすすめよう

職場から

1. みんなで学習
2. みんなで要求決定
 - (1) 確定闘争前段(9~10月)に要求アンケート
※目標:全組合員の過半数以上
 - (2) 賃金要求での科学的な根拠づくり
 - ・最低生計費調査
 - ・最低生活費体験
 - ・家計簿調査などに取り組む
 - ・年齢ポイント賃金要求の確立
3. 必ず要求書を提出、交渉しかりやろう

8-2. 職場・地域から旺盛に賃金闘争をすすめよう

地域から

- * **経済団体、中小企業訪問・懇談**
・(最賃引き上げと中小企業支援の拡充を求める要請、中小企業支援の政策作りなど)
- * **未組織自治体訪問・懇談**
- * **地域民間の春闘行動に参加**
- * **地域での宣伝行動**
- * **地域と共同して、議会への請願・陳情⇒意見書採択へ**

(中期的な賃金闘争方針案統一学習レジュメより)